

戸沢村若者総合施設
指定管理者募集要項

令和3年度
戸沢村

目 次

1. 指定管理者の募集目的	P1
2. 戸沢村若者総合施設の概要	P1
3. 指定管理者が行う業務	P1
4. 指定期間	P1
5. 指定管理者の指定申請	P1
6. 指定管理者の指定申請	P1
7. 指定管理料	P2
8. 応募に関する事項	P3
9. 経理に関する事項	P3
10. 審査及び選定に関する事項	P4
11. 協定に関する事項	P5
12. 関係法規の遵守	P5
13. その他	P5

1. 指定管理者募集の目的

戸沢村では戸沢村若者総合施設にふさわしい生涯学習の推進、生活文化の振興、及び社会福祉の増進と効率的な管理運営に向けて、指定管理者制度を導入します。指定管理者の選定にあたり、生涯学習施設としての管理運営や情報提供、安定した学習の機会の提供、その他の支援活動を積極的に行う意欲のある事業者を募集します。

2. 戸沢村若者総合施設の概要

(1)名称 戸沢村若者総合施設

(2)所在地 戸沢村大字蔵岡3718-1

(3)設置目的 若者の魅力ある山村づくりを目指し、若者の相互交流を深め青少年の健全育成と産業の振興を図るため

(4)施設概要 「戸沢村若者総合施設指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3. 指定管理者が行う業務

若者総合施設の設置及び管理に関する条例に基づくものであり、主要業務は下記のとおりです。(具体的内容は「仕様書」に記載。)

- ①使用の許可、使用の制限、許可の取消に関する業務
- ②利用料金の徴収、減免、還付に関する業務
- ③生涯学習の推進に関する業務
- ④施設・設備の維持管理に関する業務
- ⑤その他別紙「仕様書」に掲げる業務

4. 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

5. 指定管理者の選定方式

指定管理者の選定は公募型提案方式とします。書類審査による審査により、指定管理者候補を選定します。

6. 指定管理者の指定申請

指定管理者の申請及び選考スケジュール

(1)募集要項の配付

①配付期間 令和4年1月17日(月)から令和4年2月4日(金)まで

②配布場所 戸沢村中央公民館、戸沢村ホームページでもダウンロードできます。

③配付時間 平日8時30分から17時15分まで

(2)提出書類に関する質問の受付

①受付期間 令和4年1月17日(月)から令和4年1月25日(金)まで(17時15分必着)

②提出方法 質問書に記入の上、持参、E-mail又はFAXにて提出して下さい。

③提出時間 平日8時30分から17時15分まで

(3)提出書類に関する質問の回答

①回答方法 E-mail又はFAXにて回答します。

②回答月日 令和4年2月2日(水)

(4) 申請書類の受付

- ①受付期間 令和4年1月17日(月)から令和4年2月5日(金)まで(17時15分必着)
- ②提出場所 戸沢村教育委員会共育課社会教育体育係
- ③提出方法 下記の書類を、戸沢村教育委員会へ持参により提出して下さい。

提出書類等

番号	書類名称	備考	提出形式
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	正本1部、データ
2	法人又は団体の概要		正本1部、データ
3	貸借対照表、損益計算又は収支計算書(新規設立の場合は財産目録)	過去3年間分	正本1部、データ
4	定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類		正本1部、データ
5	法人登記簿謄本(法人の場合)		正本1部
6	代表者の印鑑登録証明書(法人以外の場合)		正本1部
7	役員の名簿	参考様式1	正本1部、データ
8	村税(法人)、固定資産税(土地、家屋、償却資産)の納税証明書	参考様式2	正本1部
9	戸沢村若者総合施設の管理に関する事業計画書	参考様式2	正本1部、データ
10	戸沢村若者総合施設に関する収支計画書	参考様式3	正本1部、データ

※その他の資料の提出を求める場合があります。

※提出書類等については戸沢村情報公開条例の対象となります。

7. 指定管理料

指定管理業務に係る経費(指定管理料)は会計年度ごとに協定を締結のうえ、予算の範囲内で支払います。指定管理者指定申請書の添付書類である事業計画書並びに収支計画書を作成する際の参考金額は7,900,000円(令和3年度予算)です。

8. 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募者の資格は、管理運営業務を円滑に遂行できる能力と、安定的な生涯学習の活動に意欲のある、戸沢村に事務所を有する法人その他の団体(個人は不可)とし、次の①～⑥に該当しない法人又は団体とします。

- ①戸沢村に事務所を有していない企業等。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する企業等。

- ③戸沢村の指名停止措置を受けている企業等。
- ④会社更生法に基づき更生手続きの開始申し立てをしている企業等又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている企業等。
- ⑤村税(法人)、固定資産税(土地、家屋、償却資産)を滞納している企業等。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの(従業員を含む)。

(2) 応募に関する留意事項

- ①要項承諾 戸沢村指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②費用負担 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ③変更禁止 提出書類の変更は認めません。
- ④使用言語 提出書類の使用言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- ⑤書類取扱 提出された書類は返却しません。
- ⑥資料取扱 戸沢村教育委員会が提示する資料は、応募に係る目的以外の使用を禁止します。

(3) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ・提出書類の提出後、指定処分前に、不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ・同一の応募者が複数の提案を行った場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合
- ・応募資格・内容に虚偽の申請があった場合

9. 経理に関する事項

指定管理者は、戸沢村が支払う本事業にかかる指定管理料、利用料金及び利用者へ供した実費を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料に含まれる経費

- ・人件費(退職給与引当金含む)
- ・施設維持管理業務費(設備保守管理費、清掃費、修繕費、警備費等)
※軽微な修繕は指定管理者において行うこと
- ・光熱水費、燃料費、通信費等
- ・消耗品その他(備品リース代、消耗品費等)

(2) 利用料金について

当該施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

(3) 利用料金の減免

利用料金は、戸沢村教育委員会が別に定めることにより、減免することができます。

(4) 協議事項

特に業務範囲及びその内容が、当初予定していたものと著しい差異が生じた場合は、年度途中であっても指定管理料について協議します。

10. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査にあたっては、「指定管理者候補選定委員会」(以下「選定委員会」という。)にて、選定委員会の審査による選定を受け、指定管理者候補を決定します。(なお、選定委員会は非公開とします。)

(2) 指定管理者選定の評価項目

審査における評価項目、評価の視点は以下のとおりです。

評価項目	評価の視点
1 公平な利用確保とサービスの向上	1 運営方針が施設の設置目的や市の施策を踏まえているか。
	2 公平な使用の確保と公共的なサービスの維持・向上の具体策
	3 施設の特色を生かした新たな活用策の提案
	4 利用者の意見やニーズを取り入れる仕組みはあるか。
2 社会のニーズを反映した事業企画	5 生涯学習推進の方針に的確に対応した、青少年・家庭教育・成人向け事業の提案になっているか。
	6 地域に貢献する村民活動の支援策
	7 新たな利用者の掘り起こし、サークルの立上げ支援
	8 施設の情報発信、事業のPR方法
3 適切な施設管理	9 施設や設備の点検体制が明確になっているか。外部委託業務の範囲、委託理由、委託先が明確にされているか。
	10 廃棄物処理や省エネ、CO ₂ 削減等、環境に配慮した施設管理、物品調達の様子が示されているか。
	11 防犯、防災対策が示されているか。
	12 施設管理や事業実施にかかる収支予算の算定根拠は明確か。
4 管理運営体制	13 事業運営において地域やボランティア等との連携が図られるか。
	14 緊急・災害時の対応マニュアルはあるか。避難所運営の支援体制が考えられているか。
	15 人的・物的・自然災害等の要因による多様な事態に備えた危機管理体制が明確に示されているか。
	16 職員の勤務体制、労働時間は適正か。
	17 職員の意識向上を図る研修計画になっているか。
	18 関係法令等の順守 個人情報の保護措置
	19 団体の活動・財務状況が健全で、指定管理業務に支障がないか。

11. 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

選定委員会の審査に基づき指定管理者候補を選定し、村議会の議決を経て指定管理者に指定します。

(2) 協定内容

指定管理者と締結する主要な協定内容は、下記の事項を予定しています。

- ・事業計画に関する事項
- ・使用許可等に関する事項
- ・管理に要する費用に関する事項
- ・管理を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・管理業務の報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・その他教育委員会が必要と認める事項等

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

指定管理者による業務の実施が管理業務を逸脱又は仕様書等の条件を満たしていない場合は改善を勧告し、その指示に従わないときやその他管理を継続することが適当でないとき認められたときは、指定を取り消します。

12. 関係法規の遵守

- ・業務の遂行にあたっては、戸沢村若者総合施設に係る法令等を遵守してください。

13. その他

(1) 事業の継続が困難になった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、戸沢村は指定を取消します。その場合、戸沢村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。さらに、次期指定管理者が円滑に戸沢村若者総合施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

②指定管理者の責めに帰することができない場合

戸沢村並びに指定管理者双方の責めに帰すことができず、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。業務の継続を行わないときは、次期指定管理者が円滑に戸沢村の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に記載していない事項が生じた場合は、戸沢村と指定管理者による協議のうえ決定するものとします。

問い合わせ先 〒999-6313

戸沢村大字名高1593-86

戸沢村教育委員会共育課社会教育体育係

TEL:0233-72-2304

FAX:0233-72-2307

E-mail:shakyou@vill.tozawa.yamagata.jp

